地方自治体における事業評価手法の研究

日大生産工(院) 石島 一司 日大生産工 高崎 英邦

1. 研究の背景と目的

近年、国や地方自治体の財政は厳しい状況にあるため、公共事業を行う際には事業の必要性を判断し、無駄な投資を避けな済を避けない。また、過去には社会経関とはならない。また、過去には社会経関というではならず、国民や地域住民の納得が得られたにも関いが得られた。このため、財源の有効活用を図り事業効果の点検や事業政の有効活用を図り事業効果の点検や事業政のな事業執行をしていくとともに、行政の理解と信頼が得られるようで、は、自動を関い、住民の理解と信頼が得られるようでは、自動を関いる。

これらの対応策として、施策や事業を適 正に評価、判断し、国民や地域住民が納得 できるよう開示する「事業評価」を採用し ている自治体が増えてきている。しかし、 事業評価はまだ導入されて間もなく、統一 した考え方が確立されているわけではない。 したがって、各地方自治体によって独自に 考案されたものが用いられているのが現状 である。

本研究では、国が行っている事業評価の 概要を参考にし、各都道府県及び政令指定 都市の事業評価実施状況を、たとえば、ど のような事業評価手法を用いているのかを 調査、比較検討を行うことで事業評価手法 の現状を把握することを目的とする。

2.事業評価の概要

事業評価とは、国や地方自治体が事業を 行う際、経済面も含め様々な観点から客観 的に結果を予測し、評価することで事業の 効率化等を図り、さらに評価の結果等を公 表することにより事業の透明性の確保や説 明責任の向上にも繋げていくものである。

ここでは、次項に示す地方自治体における事業評価手法の調査の参考とするため、 国が行っている事業評価の概要を記載する。

事業評価の仕組みとしては、事業着工前に行う新規事業採択時評価、事業途中段階に行う再評価、事業完了後に行う事後評価の3つに分けられている。図-1に事業評価実施時期について表したものを示す。また、各評価における概要を以下に記載する。

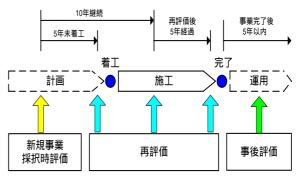


図-1 事業評価実施時期

(1)新規事業採択時評価

平成10年度から導入。事業費を予算化 しようとする事業に対して、費用対効果分析、環境影響評価などを用い事業実施後の 成果を想定して、事業実施の妥当性や必要 性などを検討し新規事業の採択判断をする。(2)再評価

平成 10 年度から導入。事業着手から一定期間が経過した事業、事業採択後一定期間が経過した後も未着工である事業に対して、事業の進捗状況、社会経済状況の変化等を考慮し、コスト縮減の可能性を検討する。評価を行うことで事業の継続や中止・休止の判断をする。

(3)事後評価

平成 15 年度から導入。事業完了から一定期間(5 年以内)が経過した事業に対し、効果の発現状況や環境への影響等を検証する。また評価結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の改善に反映させる。

3. 地方自治体における事業評価の現状把 握及び比較検討

47 都道府県及び 11 の政令指定都市を調査対象として事業評価の導入年、導入の目的、評価項目、技術手法、評価の方法についての比較結果を記載する。また、先に記載した「新規事業採択時評価」とは国が用いる名称であり、地方自治体における新規事業採択時(着工前)に行う評価は「事前評価」と称されることが多いため、本項以降は「事前評価」とする。

3.1 事業評価の現状調査

各評価における実施状況及び導入年について表したものを図-2に示す。

事業評価は平成9年(北海道)から導入され始め、現在では、ほぼ全ての自治体で事業評価を行っている。このうち多くの自治体で実施されているのが再評価である。事前評価は増加傾向にあり、現在では約半数の自治体が実施している。事後評価に関しては試行段階、採用を検討中という自治体もあったが、現在導入している自治体としては10件という少ない結果であった。

再評価に関して,平成10年度から急激

に導入され始めているが,このことは国が 平成 10 年度から事業評価を導入したこと が大きな要因として挙げられる。

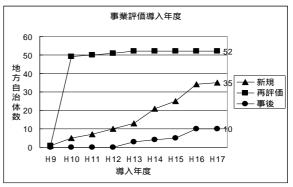


図-2 評価導入年推移

3.2 各項目の比較

(1)評価導入の目的

地方自治体がどのような目的で事業評価 を導入したのかを事前評価、再評価、事後 評価別に調査し各評価の調査結果を表-1 に記載する。

事前評価は、「効率性・透明性の向上」に加え、事業の必要性を判断するための「妥当性・優先度の検討」といった目的が挙自治れており、再評価では、非常に多くいう自治体が「効率性・透明性の向上」というもにあり、事前評価を行うことが分の有別で無駄でで無駄ででは、事後では、では、実施が多いでは、事後評価においては、実施が多いでは、まれている。事後においては、環境を避けがある。事後においては、実施が多いでは、環境の事業へのを担いとした目的が多く挙げられていた。

表-1 評価別の導入目的 事前評価 再評価 両目的 (調査対象35件)(調査対象52件)(

事業評価目的	尹別計画	サーコー	争没计叫
サ未可叫ロリ	(調査対象35件)	(調査対象52件)	(調査対象10件)
効率性の向上	27	46	1
透明性の向上	20	43	3
妥当性の検討	13	3	-
優先度の検討	10	4	-
職員の意識改革	1	-	-
今後への反映	-	-	8
環境の確認	-	-	5
達成度の確認	-	-	3

(2)評価指標

事業評価は各自治体で必要性や効率性等の評価指標 (評価の視点)を定め、評価指標の項目ごとに評価を行っている。評価指標は自治体により様々であり、事前評価、再評価、事後評価においても異なる。表-2に各評価において、どのような評価指標が定められているかについての調査結果を記載する。

事前評価では"必要性"、"効率性"、といった評価指標が多く用いられており、再評価では一定期間が経過しているため"必要性","妥当性"等に加え、"進捗状況"や"代替案の検討"、"社会経済情勢の変化"などの指標から評価を行っている。事後評価においては"達成度"や"環境への影響"といった、確認のための評価指標が用いられていた。

また、いずれの評価においても"費用便益分析の結果"、"環境への配慮"は評価指標として挙げられていた。

表-2 評価別の評価指標

	衣-2 計1曲別の計1曲指示			
	評価指標			
事前評価	必要性 適切性 効率性 環境への配慮 代替案の検討 社会要請一致度 費用便益分析etc			
	必要性 妥当性 進捗状況 環境への配慮 進捗見込み 代替案の検討 社会経済情勢の 変化 費用便益分析 etc			
事後評価	達成度 事業の効果 環境への影響 改善措 置の検討 費用便益分析 etc			

(3)評価方法

評価の方法は、自治体によって様々であるが、大きく分けると表-3のA~Eに示すような5つのタイプに分類することができた。表-4~6に示すのは、事前評価、再評価、事後評価における各自治体の評価方法を表-3に示したA~Eの類型に分類し、それに加え独自の方法でも評価を行っている自治体については特徴も記載し、まとめたものである。

類型A、B、Cの評価方法は点数化をすることにより、事業の優先度や必要性が数値化され明確になるため、効率的な行政執行が可能になることに加え、住民にも分か

りやすい評価方法であるといえる。これらの方法は表-4に示す事前評価に多く用いられている。

しかし、いずれの自治体においても点数の採点基準や採点結果の理由等が不明であることから不透明な部分が多い。よって、より一層の透明性の向上を図るためには、公開方法の改善等が必要であると考えられる。

また、再評価で多く用いられている、記述により評価する類型 D の評価方法に関しても評価内容や結果の記述のみで、なぜその評価結果に至ったのかについての判断基準等が不明であったため、住民がより理解しやすくなるようなチェックリストの作成や改善等といった必要性があると考えられる。

事前評価 15 件、再評価 25 件、事後評価 7 件と比較的多くの自治体において、類型 Eの「評価方法の記載は無く評価結果のみの公開、もしくは表記されていない」という結果であり、評価内容や評価結果の公開 状況は自治体により大きな差が見られた。

表-3 評価別の評価指標

類型	評価方法			
Α	各評価項目に合計100点満点になるように配点を振り分け 評価し優先度を決定する。			
В	各評価項目にabcなどのランク付けを行いその組み合わせにより優先度を決定する。重み付けは行わない。			
С	各評価項目に合計100点満点になるように配点を振り分け 評価を行う、その得点によりabcなどのランク付けを行い 組み合わせにより優先度を判断する。			
D	優先付けなどをおこなわず項目ごとの評価結果をチェック リスト(評価表)に記述し、総合評価を行う。			
E	結果のみ公表、または詳しい表記なし。			

表-4 事前評価の評価方法

類型	自治体	その他の特徴
	青森県	1次評価と2次評価に分けられている。
A		事業担当部と政策評価室による二段階の評価を行う。
^	岩手県	地域間の格差がある場合は地域修正を行う。
	新潟県	優先度評価を行い、その後適否の評価をする。
		環境評価を総合評価とは別に評価する。
l _B	山梨県	妥当性評価を行い事業を絞り、その後優先度評価を行う。
۱ ۲	二番旧	地域間の公平性のため費用便益分析に地域係数を導入。
		県氏恵見反映のため里点化係数による補止を行う。
С	佐賀県	環境評価を総合評価とは別に評価する。
D		評価を行ったのち、知事による評価を行い判断をする。
D	11件	
E	15件	

表-5 再評価の評価方法

類型	自治体	その他の特徴		
В	青森県	項目に重要度をつけ評価する。		
		地域間の格差がある場合は地域修正を行う。		
С	長野県	独自の評価基準である県民満足度等調査を導入		
D	24件			
F	25件			

表-6 事後評価の評価方法

	自治体			
С	秋田県	1次評価と2次評価に分けられている。		
		達成度、環境影響度、改善措置必要度等の評価を行う。		
	岐阜県	住民参加、事業の効果などの項目を基本としたマニュアル を用いて地域住民との共同で評価し方針を決定する。		
Е	7件			

(4)評価技術手法

事業の必要性、経済性、妥当性等といった評価指標を客観的に評価、判断するために、地方自治体では費用便益分析、費用対効果分析、環境影響評価という技術的な手法を用いて評価を行っている。

各地方自治体における技術手法の導入状況を事前評価、再評価、事後評価について調査した結果を表-7に示す。

事前評価、事後評価ともに公表している 自治体ではほぼ全てで費用便益分析を導入 し、費用対効果分析、環境影響評価につい ては公表している自治体の約半数が導入し ている結果となった。また、再評価では、 費用便益分析もしくは費用対効果分析のい ずれかをほぼ全ての自治体で導入している 結果となった。このことは費用便益分析が 評価の軸に置かれていることを表している。 環境影響評価も約半数の自治体で導入され ていることから、経済性や利便性だけでな く環境の保全についても重点が置かれてい る。

表-7 評価別の技術手法実施状況

評価技術手法	事前評価 調査対象35件	再評価 調査対象52件	事後評価 調査対象10件
費用便益分析	26	29	4
費用対効果分析	17	17	4
環境影響評価	20	10	4
公表なし	6	23	5

4.まとめ

地方自治体における事業評価手法を調査 し比較検討を行った結果、現状として以下 に示すようなことが分かった。

事業評価は再評価を中心にほぼ全ての自 治体で導入し、事前評価は半数以上、事 後評価においても導入する自治体が増え てきている。 事前評価、再評価では効率性、透明性の 向上を、事後評価では今後の同種事業に 反映していくという目的で評価を導入し ている自治体が多い。

技術的手法は効率性等を客観的に評価、 判断するために費用便益分析、費用対効 果分析が軸となっている。

評価方法の詳細は自治体によって異なり、 自治体により独自に考えた方法を用いて 評価を行っている。

ほとんどの地方自治体では、評価の採点 基準や判断基準については記載されてお らず、不明であった。

各自治体によって、評価内容や評価結果 の公開状況に大きな差があり、目的で挙 げられている「透明性の向上」を図るた めには改善が必要な自治体も存在した。

事業評価は平成9年度以降、再評価を中心に急激に導入され始めたが、財源の有効活用を図る目的から、効率的・効果的な事業執行という点が優先されている傾向にある、しかし、自治体によって事業評価手法に関する内容の公開状況に差があること、評価の判断基準について不明であることなどから、多くの自治体で目的として挙げている「透明性、説明責任の向上」という点では課題があるといえる。

今後の地方自治体における事業評価手法 の方向性として、効率的、効果的な事業評価手法の検討だけでなく、「透明性、説明責 任の向上」という観点から評価内容の公開 方法の見直しや、地域住民に分かりやすい 事業評価手法の検討をしていくことが必要 であると考えられる。

【参考文献】

1) 国土交通省 HP

「公共事業の評価」

http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/publi c/index.html

2)47都道府県及び11の政令指定都市HP